

穴栗市地域包括支援センター運営方針

令和 7 年 度
穴栗市地域包括支援センター

目 次

1.	運営方針策定の趣旨.....	1
2.	地域包括支援センターの目的	
3.	設置主体	
4.	基本的な考え方及び理念	
(1)	地域包括ケアシステムの推進	
(2)	専門職によるチームアプローチ、関係者との連携	
(3)	公正性・中立性の確保.....	2
5.	業務推進の方針	
(1)	共通事項	
①	事業計画の策定	
②	職員の姿勢	
③	関係機関等との連携強化	
④	個人情報の保護	
⑤	広報活動	
⑥	苦情対応	
⑦	窓口機能の連携・強化	
⑧	地域ケア会議の開催.....	3
(2)	総合相談業務	
①	実態把握	
②	総合相談	
③	ネットワークの構築	
(3)	権利擁護業務	
①	高齢者虐待の未然防止事業	
②	高齢者虐待の早期発見・早期介入	
③	成年後見制度.....	4
④	消費者被害防止	
(4)	包括的・継続的ケアマネジメント業務	
①	包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備	
②	介護支援専門員への支援	
(5)	医療と介護の連携業務	
①	ネットワークの構築	
②	市民への普及・啓発	
③	医療・介護人材の育成.....	5
(6)	生活支援サービスの基盤整備業務	
①	生活支援サービスの基盤整備	
(7)	認知症施策の推進業務	
①	認知症への理解を深める普及・啓発	

- ② 見守り体制の整備
- ③ 認知症の容態に応じた支援
- ④ 介護者への支援
- ⑤ 認知症初期の方の早期発見・早期対応への支援
- (8) 介護予防活動の推進..... 6
 - ① 地域づくり型介護予防事業
 - ② フレイル予防事業
- (9) 任意事業
 - ① 介護給付費等適正化事業
- (10) その他事業

1 運営方針策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定します。

2 地域包括支援センターの目的

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心した日常生活を営み続けていくためには、できるだけ要介護状態とならないようにする介護予防対策や、それぞれの状況に応じた保健、医療、福祉など様々なサービスが包括的・継続的に提供できる『地域包括ケアシステム』の仕組みが必要です。

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての役割を担います。

3 設置主体

設置主体は宍粟市とします。

地域包括支援センターは、市直営で1か所設置します。また、市内全域で地域包括支援センター機能が行き渡ることを目的に、各保健福祉圏域（一宮、波賀、千種）の保健福祉課を地域包括支援センター支所「サブセンター」として位置付けます。情報共有や役割分担、連携しセンターが担う総合相談業務等の円滑かつ効率的な処理、対応が可能となるよう連携して取り組みます。

4 基本的な考え方及び理念

(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターは、地域住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう地域の特性や実情を認識したうえで、地域が抱える課題を的確に把握し、あらゆる社会資源と連携を図りながら適切なサービスに繋ぐために、積極的に地域包括ケアシステムを推進します。

(2) 専門職によるチームアプローチ、関係者との連携

地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他専門職種を配置し、互いに情報共有、連携、協働し「チーム」として業務を行います。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者と連携しながら活動します。

(3) 公正性・中立性の確保

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」であり、その運営費用は介護保険料や国・県・市の公費で賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行います。

5 業務推進の方針

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、毎年度事業計画を策定するとともに、実績を踏まえた検証を行い、次年度計画へ反映します。

② 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう支援することであり、これを念頭においた業務遂行に努めます。

③ 関係機関等との連携強化

市組織の内部連携はもとより、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の会議の開催や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、様々なネットワークの連携を強化し、情報共有や地域包括ケアシステムの推進を図ります。

④ 個人情報の保護

地域包括支援センターは業務上、多くの個人情報を知り得る立場にあるため、その保護については「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、情報の漏えい防止や情報管理を徹底します。

⑤ 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施するため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等により、地域住民や関係者への周知に努めます。

⑥ 苦情対応

地域包括支援センターへの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

⑦ 窓口機能の連携・強化

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、相談対応業務を行うため各保健福祉センターがサブセンター機能を担うとともに、地域包括支援センターが協力・連携し円滑かつ効果的な業務の遂行に努めます。

⑧ 地域ケア会議の開催

困難事例の解決に向けた支援や地域課題の発掘、地域資源の開発等のほか、関係者のネットワークの構築、自立に向けた支援のため地域ケア会議（個別会議、自立支援サポート会議、推進会議）を開催し、地域ケア会議で検証した個別事例について、その後のフォローアップのルールや仕組みを検討します。

生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助プラン）について、地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保します。

（２）総合相談業務

① 実態把握

地域包括支援センターは、訪問やその他の手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要なケース等に早期に対応できるように取り組みます。

75 歳以上の高齢者で健診データや医療レセプトデータのない方、または地域包括支援センターが把握していない方を抽出し、健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、保健師等の訪問により必要な支援につなげます。

② 総合相談

複雑かつ多様化する相談内容に対し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が連携しチームとして対応策を検討し、速やかな初期対応を行うとともに、必要な福祉・医療等のサービスへ繋がります。

③ ネットワークの構築

日頃から、地域の民生委員・児童委員や医療・介護保険サービス施設など様々な関係者間で地域ケア個別会議などを通じて状況の把握や情報共有を行うなどネットワークの構築を図ります。

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より医師会や歯科医師会、薬剤師会、保健所、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会、相談支援事業所等と連携しながら業務継続に向けた取り組みの推進を図ります。

（３）権利擁護業務

① 高齢者虐待の未然防止事業

高齢者虐待の予防のため、医療・介護・保健・福祉関係者や多くの市民に理解を深めてもらうための啓発活動に努めます。

介護保険サービス事業所等に対し高齢者虐待防止の研修会を開催します。

② 高齢者虐待の早期発見・早期介入

高齢者本人や介護保険サービス施設、地域住民等からの虐待通報や相談から事実確認を行い、関係機関と連携し早期発見・早期介入に努めます。

③ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の低下がみられる場合には、適切なサービス利用や支援につながるよう助言を行うとともに、制度の周知・啓発に努めます。

相談内容によっては、弁護士や司法書士による専門職相談を活用し問題解決に努める支援を行います。また、成年後見制度の申し立て支援や成年後見人等に対する費用の助成、成年後見制度利用受任調整会議（弁護士・司法書士・社会福祉士・担当の介護支援専門員・地域包括支援センター職員等の参加）を開催し望ましい成年後見人等・望ましい専任形態等を検討します。

④ 消費者被害防止

一人暮らしや高齢者を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生委員・児童委員や介護保険サービス施設等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活センターや警察等と連携を図り問題の解決にあたります。

（４） 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員、介護保険サービス事業者等の関係機関との連携体制を整備します。

② 介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、支援困難事例については、具体的な支援方針を検討し助言します。また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

介護支援専門員に対し、避難行動要支援者の避難対策について平時より検討しケアプランの中に、非常持ち出し袋の準備や避難場所の確認、避難時の支援等を明記するように働きかけます。また、個別避難計画の作成については、避難行動要支援者の状態を把握している介護支援専門員に支援を求め実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

（５） 医療と介護の連携業務

① ネットワークの構築

後期高齢者の場合、医療と介護の両サービスが必要なケースが多く、これらが切れ目なく提供できるよう、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取り組みを行います。

② 市民への普及・啓発

かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推奨や医療と介護に関する市民の理解を深めるための普及・啓発を行います。

③ 医療・介護人材の育成

医療・介護のニーズが高まる中で、医療・介護に従事する人材の発掘や育成について県や関係機関と協働し取り組みます。

（６）生活支援サービスの基盤整備業務

① 生活支援サービスの基盤整備

地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に、高齢者が安心して在宅生活を送るためのニーズや不足しているサービスを的確に把握し、サービスの担い手の発掘やサービス事業者のネットワークの構築など関係者と連携し基盤の整備を図ります。

（７）認知症施策の推進業務

① 認知症への理解を深める普及・啓発

認知症の人を社会全体で支える仕組みづくりを目指し、認知症サポーター養成講座の開催や理解促進のための取り組みを行います。

認知症サポーター登録者に対し、更に認知症に対する理解を深めていただき、認知症の人を社会全体で支える取り組みができるように働きかけます。

② 見守り体制の整備

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制づくりが重要であることから、行方不明者の早期発見・保護を含めた体制整備を図ります。

③ 認知症の容態に応じた支援

認知症の容態の変化に応じた支援が必要なことから、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務や関係機関との連携を図ります。

④ 介護者への支援

認知症の人の介護者への支援が認知症の人の生活の質の改善につながることから、介護者の負担軽減などの支援に取り組みます。介護者の支援としては、認知症家族のつどいや認知症介護講座等を開催します。

⑤ 認知症初期の方の早期発見・早期対応への支援

健診の会場で年度末年齢が70～74歳の方や介護予防教室、介護相談等の機会に、兵庫県版認知症チェックシートを活用し認知症リスクをチェックする。認知機能や社会生活に支障が出ている可能性が高い方に対し、かかりつけ医や認知症相談医療機関を受診するように促します。本人の状態により必要なサービス等が受けられるよう支援します。

(8) 介護予防活動の推進

① 地域づくり型介護予防事業

地域での支え合いや高齢者の社会参加・生きがい活動を推進するために、地域住民が主体となった通いの場を増やし、地域での介護予防の拠点として活動の充実及び継続を図ります。通いの場応援事業（ミニ講座）では、社会福祉士や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、終活カウンセラー、スポーツインストラクター、音楽講師、手話通訳者、消費生活相談員等の専門職講師を派遣し通いの場の充実等を図ります。

生活支援コーディネーターと連携し、地域での見守り体制を整備し身近な地域で支え合う地域づくりに取り組みます。

② フレイル予防事業

フレイルとは、生活をするうえで大きな不自由はないものの、心身が弱っていて介護が必要になる可能性が高い状態を指します。介護が必要になると、自立した状態に戻ることがなかなか難しい状態ですが、その前の段階のフレイル予防・回復が可能です。健診の会場で後期高齢者医療保険の方に対し「後期高齢者質問票」を実施し、フレイルなどの特性を把握し、介護予防事業、介護保険事業等により支援します。

高齢者が身近な場所で気軽に集まり、介護予防活動を実践する通いの場づくりを応援します。地域で活動している団体に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、セラピスト等専門職の講師を派遣し、健康づくりや介護予防に関するミニ講座を開催し住民同士のつながりや通いの場を地域に広める取り組みを行います。

(9) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、介護保険事業の運営の安定化を図る。

① 介護給付費等適正化事業

介護サービス費の適正利用を推進するために、不必要、不適切なサービス提供に対する改善指導を行う。

(10) その他事業

○穴栗警察と穴栗市が令和6年3月18日に特殊詐欺の被害防止で協定を締結

市内の65歳以上で、過去に架空請求詐欺や還付金詐欺などの詐欺被害に遭った人、被害に遭う恐れがある人、またそれらの家族に対して、市が同意を得たうえで個別に被害防止の啓発や注意喚起を行う。穴栗警察署が被害者や被害に遭う恐れのある人を把握した場合に、本人の氏名や住所などを穴栗市地域包括支援センターへ連絡する。地域包括支援センターは、関係機関と連携し、業務を通じて本人などへ注意を促す。